

○ 多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(別紙 2) 資源向上支払交付金に係る事業の実施方法	(別紙 2) 資源向上支払交付金に係る事業の実施方法
<p>第 6 資源向上支払交付金の算定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価 第 4 の 1 から 3 までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の (1) から (3) までに規定するとおりとする。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 加算単価</p> <p>a (略)</p> <p>b 農村協働力の深化に向けた活動への支援 a の支援を受ける対象組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を <u>令和 5 年度に行っている</u> 場合に、<u>同年度を含む</u> 活動期間中に限り a の表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>c (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 組織の広域化・体制強化 対象組織への組織の広域化・体制強化に対する支援 <u>を令和 5 年度に受けている組織に対して同年度を含む</u> 活動期間中に</p>	<p>第 6 資源向上支払交付金の算定</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付単価 第 4 の 1 から 3 までに掲げる対象活動に対する資源向上支払交付金の額は、次の (1) から (3) までに規定するとおりとする。</p> <p>(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 資源向上活動（共同）の実施に必要な交付金の交付単価は、次のアからウに定めるとおりとする。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 加算単価</p> <p>a (略)</p> <p>b 農村協働力の深化に向けた活動への支援 a の支援を受ける対象組織であって、次の(a)又は(b)のいずれかに該当する活動を <u>行う</u> 場合に、<u>当該</u> 活動期間中に限り a の表中の単価に更に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>表 (略)</p> <p>c (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 組織の広域化・体制強化 対象組織への組織の広域化・体制強化に対する支援 <u>として</u> <u>当該</u> 活動期間中に限り交付できる交付額は、次に掲げる表中</p>

改正後	改正前
<p>限り交付できる交付額は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(別紙5)</p> <p style="text-align: center;">広域活動組織</p> <p>第7 広域活動組織の業務 広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 以下のいずれかに該当する事業で、農村振興局長が別に定める事業</u></p> <p><u>(1) 農地の区画拡大・汎用化等を図る事業</u></p> <p><u>(2) 農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を行う事業</u></p> <p><u>(3) 畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備を行う事業</u></p> <p><u>(4) 小水力等発電の導入等の地域のエネルギー資源の活用を図る事業</u></p> <p><u>(5) 都市と農山漁村の共生・対流を図る事業</u></p>	<p>の①の欄に定めるとおりとする。また、このうち国の助成による交付額は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。</p> <p>表 (略)</p> <p>(別紙5)</p> <p style="text-align: center;">広域活動組織</p> <p>第7 広域活動組織の業務 広域活動組織は、協定の対象区域内において、次に掲げる業務を実施することができる。</p> <p>1・2 (略)</p> <p><u>3 農村振興局長が別に定める事業を活用した農地の区画拡大・汎用化等を図る事業、小水力等発電の導入等の地域のエネルギー資源の活用を図る事業、都市と農山漁村の共生・対流を図る事業並びに農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を行う事業</u></p>

附 則 (令和6年4月1日付け5農振第2620号)

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づき令和5年度までに事業計画の認定を受けた対象組織にあっては、当該事業計画に定める活動期間内における交付金の算定については、事業計画認定時の同要綱に基づく算定方法及び交付単価によるものとする。